

第七十一回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第四十九号

昭和四十八年九月十四日（金曜日）

午後零時二十六分開議

出席委員

委員長 佐野 憲治君

理事 登坂重次郎君

理事 森 喜朗君

理事 小林 信一君

理事 中島 武敏君

理事 小澤 太郎君

理事 染谷 誠君

理事 羽田野忠文君

理事 大原 亨君

理事 山口 鶴男君

理事 岡本 富夫君

理事 玉置 一徳君

理事 林 義郎君

理事 渡部 恒三君

理事 島本 虎三君

理事 梶山 静六君

理事 羽田 孜君

理事 松本 十郎君

理事 土井たか子君

理事 木下 元二君

理事 坂口 力君

理事 三木 武夫君

理事 信澤 清君

理事 城戸 謙次君

理事 岡安 誠君

理事 補欠選任

理事 梶山 静六君

理事 大石 千八君

理事 田中 覚君

理事 岩垂寿喜男君

理事 阿部未喜男君

理事 山口 鶴男君

理事 大原 亨君

理事 玉置 一徳君

理事 小宮 武喜君

理事 補欠選任

理事 梶山 静六君

理事 大石 千八君

理事 田中 覚君

理事 岩垂寿喜男君

理事 阿部未喜男君

理事 山口 鶴男君

理事 大原 亨君

理事 玉置 一徳君

理事 小宮 武喜君

同日

辞任

梶山 静六君

羽田 孜君

大原 亨君

山口 鶴男君

玉置 一徳君

補欠選任

大石 千八君

田中 覚君

岩垂寿喜男君

阿部未喜男君

小宮 武喜君

本日の会議に付した案件

瀬戸内海環境保全臨時措置法案起草の件

○佐野委員長 これより会議を開きます。

公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

この際、瀬戸内海環境保全臨時措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては理事会等において協議が行なわれておりましたが、その結果に基づき、林義郎君、土井たか子君、木下元二君、岡本富夫君、玉置一徳君より、お手元に配付いたしておりますとおり、瀬戸内海環境保全臨時措置法案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされております。

瀬戸内海環境保全臨時措置法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の策定（第三条）

第三章 排水の排出の規制その他の措置（第四条―第十九条）

第四章 雑則（第二十条―第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条―第二十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定すべきことを明示するとともに、当該計画が策定されるまでの間における瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するための当面の措置として、排水規制の強化、特定施設の設置の規制等に関する、特別の措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。

一 和歌山県紀伊日の御岬燈台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬に至る直線

二 愛媛県佐田岬から大分県関崎燈台に至る直線

三 山口県火ノ山下燈台から福岡県門司崎燈台に至る直線

この法律において「関係府県」とは、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに瀬戸内海の環境の保全に関係があるその他の府県で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「関係府県知事」とは、関係府県の知事をいう。

第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の策定

本となるべき計画の策定

（瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の策定）

第三条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の

宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、すみやかに、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

第三章 排水の排出の規制その他の措置

（排水の排出の規制の強化）

第四条 環境庁長官は、瀬戸内海環境保全審議会

の議を経て、瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される産業排水に係る化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量を昭和四十七年当時の二分の一程度に減少させることを旨として、関係府県こと

の当該汚濁負荷量の限度を定めなければならない。

2 関係府県は、当該府県の前項に規定する産業排水に係る化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量をこの法律の施行の日から三年以内に同項の規定により定められた当該府県に係る汚濁負荷量の限度まで段階的に減少させることを旨として、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき排水基準を定めるものとする。

3 第一項の汚濁負荷量の限度の決定は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに

に行なわなければならない。

（特定施設の設置の許可）

第五条 関係府県の区域（政令で定める区域を除く。）において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設をいい、同項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場

から排出される排水(同条第三項に規定する排水をいう。以下同じ。)の一日当たりの最大量が五十立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。)を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 工場又は事業場の名称及び所在地
三 特定施設の種類の
四 特定施設の構造
五 特定施設の使用の方法
六 特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法
七 排水の一日当たりの最大量
八 排水の汚染状態その他の総理府令で定める事項

3 前項の申請書には、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。
4 府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間公衆の縦覧に供しなければならない。
5 府県知事は、前項の告示をしたときは、遅滞なく、その旨を他の関係府県知事及び当該特定施設の設置に関し環境保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該関係府県知事及び当該市町村長の意見を求めなければならない。

6 第四項の告示があつたときは、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該府県知事に、第三項の事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

7 第三項の事前評価に関し必要な事項は、総理府令で定める。
(特定施設の設置の許可の基準)
第六条 府県知事は、前条第一項の申請に係る特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。
二 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。
2 府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る特定施設が前項第一号に該当する場合においても、同条第一項の許可については、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。
(特定施設に係る経過措置)
第七条 第五条第一項に規定する区域において一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排水を排出するものは、当該施設について同項の許可を受けたものとみなす。
2 前項の規定により第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を府県知事に届け出なければならない。
(特定施設の構造等の変更)
第八条 第五条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。ただし、総理府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。

3 第五条第三項から第七項まで及び第六条の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。
4 第五条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の総理府令で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を府県知事に届け出なければならない。
第九条 第五条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその許可に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を府県知事に届け出なければならない。
(承継)
第十条 第五条第一項の許可を受けた者からその許可に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。
2 第五条第一項の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
3 前二項の規定により第五条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を府県知事に届け出なければならない。
(違反に対する措置命令)
第十一条 府県知事は、第五条第一項の規定に違反して特定施設を設置した者又は第八条第一項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
第十二条 水質汚濁防止法第五條から第十一條まで及び同法第二十三條第三項から第五項まで(同法第五條、第七條、第八條、第十條及び第十一條に係る部分に限る。)並びに海洋汚染防止法

(昭和四十五年法律第百三十六号)第三十七條第一項の規定は、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者に係る当該特定施設については、適用しない。
2 第五条第一項に規定する区域における水質汚濁防止法第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律(瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第 号)第五條から第十一條までの規定を含む。）」とする。
(埋立て等についての特別の配慮)
第十三条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二條第一項の免許又は同法第四十條第一項の承認については、第三條の瀬戸内海の特異性につき十分配慮しなければならない。
2 前項の規定の運用についての基本的な方針に関しては、瀬戸内海環境保全審議会において調査審議するものとする。
(下水道及び廃棄物の処理施設の整備等)
第十四条 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の汚染の現状にかんがみ、下水道及び廃棄物の処理施設の整備、汚水のしゅんせつ、水質の監視又は測定のための施設及び設備の整備その他瀬戸内海の水質の保全のために必要な事業の促進に努めなければならない。
(財政上の援助等)
第十五条 国は、前条の事業を実施する者に対し、財政上の援助、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めなければならない。
(瀬戸内海浄化のための事業に関する計画の設置)
第十六条 政府は、瀬戸内海の水質の浄化を図ることを目的とする大規模な事業に関する計画を設定するよう努めるものとし、そのための技術開発等を促進するとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
(技術開発の促進)

第十七条 政府は、すみやかに、赤潮の発生の防除技術、船舶内における油の処理技術その他瀬戸内海の環境保全のための技術の開発に努め、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(排水に係る量規制の導入)

第十八条 政府は、すみやかに、瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域に排出される排水の規制に関し、量規制の導入について必要な措置を講ずるものとする。

(赤潮等による漁業被害者の救済)

第十九条 政府は、瀬戸内海において赤潮、油等による漁業被害が多数発生している状況にかんがみ、すみやかに、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について必要な措置を講ずるものとする。

第四章 雑則

(勧告又は助言)

第二十条 環境庁長官は、この法律の適正かつ円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、関係府県知事に対し、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 環境庁長官は、関係府県知事に対し、前項の勧告によつてとられた措置について報告を求めることができる。

(経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の委任)

第二十二条 この法律の規定により府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長に委任することができる。

(瀬戸内海環境保全審議会)

第二十三条 環境庁に、瀬戸内海環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、瀬戸内海の環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、瀬戸内海の環境の保全に関する重要事項について、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、次の各号に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人以内で組織する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 関係府県知事
- 三 関係市町村の長を代表する者
- 四、学識経験のある者
- 五 審議会の委員は、非常勤とする。
- 六 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者
- 二 第十一条の規定による命令に違反した者

第二十五条 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第八条第四項、第九条又は第十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行前に、特定施設の設置につき水質汚濁防止法第五条の規定による届出をした者による実施の制限を受けていないもの及び同法第六条の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行の際現に特定施設につき水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けている者については、当該制限を受けている間は、第五条第一項、第八条第一項及び第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する者は、水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けないこととなつたときは、当該特定施設について第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三条第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をして当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に当該特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項

本文に規定する鉱山又は工場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

5 前項の規定により第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項第五号から第七号までに掲げる事項を府県知事に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第三条 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八条の規定による命令又は同法第九条第一項の規定による実施の制限に関しこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の失効)

第四条 この法律は、施行の日から起算して三年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

(環境庁設置法の一部改正)

第五条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

第五条第六項中「及び第二十号から第二十五号まで」を、「第二十号から第二十五号まで及び第二十七号の二」に改め、「第三十一号に規定する事務」の下に「並びに瀬戸内海環境保全審議会の庶務に関する事務」を加える。

第十一条第一項の表中

自然環境保全審議会

自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に關する法律の規定によりその権限に属させられた事項を行なうこと。

自然環境保全審議会

自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に關する法律の規定によりその権限に属させられた事項を行なうこと。

瀬戸内海環境保全審議会

瀬戸内海環境保全臨時措置法の規定によりその権限に属させられた事項を行なうこと。

に改める。

理由

瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に關する基本となるべき計画を策定すべきことを明示するとともに、当該計画が策定されるまでの間における瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するための当面の措置として、排水規制の強化、特定施設の設置の規制、瀬戸内海環境保全審議会の設置等に關し、特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○佐野委員長 この際、その趣旨の説明を求めます。林議員。

○林(義)委員 お手元にお配りしてあります案文につきましては、九月八日から十日まで三日間、瀬戸内海地区に委員派遣を行ない、現地の調査をし、また九月十一日には参考人として学者、関係者等七名の方々に御出席を願ひ、意見を聴取してまいりました。

さらに数回にわたり理事会及び理事懇談会を開き協議をしてまいりましたところ、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の間におきまして、それぞれ検討を続けておりましたところ、このほど意見の一致を見るに至りましたので、便宜私からその立案の趣旨及び内容の概要を御説明いたします。

古来、瀬戸内海は澄みきつた水、変化に富んだ海岸線等、比類のない美しさを世界に誇る景勝地として、また銀鱗おどる漁業資源の一大宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受してきたところであります。

しかるに、近年瀬戸内海沿岸地域における工業生産が推進され、水は濁り、海岸は埋め立てられ、このまま放置すれば美しい瀬戸内海は永久に失われてしまうといつても決して過言ではありません。

このような事態に対して政府においても大規模な水質汚濁総合調査を実施する等、瀬戸内海の環境保全に意を尽くしたところでありますが、美しい瀬戸内海をわが国のかげがえのない宝として後世の人々に残すためには、一刻も早く抜本的な対策を講ずる必要があります。このため政府に瀬戸内海の環境保全のための総合的な計画をすみやかに樹立させるとともに、その計画が樹立されるまでの間における暫定的措置として政府並びに関係の府県、市町村の一致協力のもとに、排水規制の強化等でき得る限りの最大限の環境保全のための措置を講じさせることが政治家として国民から課せられた責務にこたえる道であるとの確信のもとに本法案を提出した次第であります。

公共団体が本法案の精神に深く思いをいたし、打って一丸となって瀬戸内海の環境保全に邁進する必要があることをこの際特に強調したいと存じます。

以下、この法律案の内容を御説明申し上げます。第一に、瀬戸内海の環境の保全に關する基本となるべき計画であります。ただいま申し上げました瀬戸内海の環境保全の重要性にかんがみ、政府は、すみやかに、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等を内容とする瀬戸内海の環境の保全に關する基本となるべき計画を策定しなければならぬこととしております。

第二に、排水水の排出規制の強化であります。環境庁長官は、瀬戸内海並びにこれに接続する河川等に排出される産業排水にかかる汚濁負荷量を昭和四十七年当時の二分の一程度に減少させることを旨として、関係府県ごとの汚濁負荷量の限度を定めなければならないものとし、関係府県はこの法律の施行の日から三年以内に汚濁負荷量を当該限度まで段階的に減少させることを旨として水質汚濁防止法に基づく上澄排水基準を定めなければならないこととしております。

第三に、工場立地の規制であります。関係府県の区域において特定施設を設置し、またはその構造、排水水の量等を変更しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならないこととし、許可にあたっては、事前に環境に對する影響調査を実施せるとともにその結果を縦覧に供し、広く利害関係人の意見を求めるなど工場の立地を強く規制することとしております。

第四に、埋め立て等についてであります。関係府県知事は公有水面埋立法に基づく免許または承認については、先ほど申し上げました瀬戸内海の特長性に十分配慮し、瀬戸内海の環境保全の万全を期することとしております。

第五に、瀬戸内海の環境保全のためには排水規制の強化等と相まって下水道等の公害防除施設の整備、浄化事業の推進等がきわめて重要な課題となっております。

このため、まず国並びに地方公共団体は、下水道並びに廃棄物の処理施設の整備、汚泥のしゅんせつ、水質監視測定施設の整備等の事業の促進につとめるとともに、国はこれら事業に對し必要な財政上の援助等につとめなければならないこととしております。

次に、政府は赤潮発生防除技術の開発等の瀬戸内海の環境保全のための技術開発につとめなければならないこととし、さらに瀬戸内海浄化のための大規模プロジェクトを設定するため必要な技術開発、財政上の措置等を行なうこととしております。

第六に、政府は、排水水の規制に關し、量規制の導入に關して必要な措置を講ずることとしております。

第七に、政府は、瀬戸内海において赤潮、油等による漁業被害が多発している現状にかんがみ、当該漁業被害を受けた漁業者の救済に對して必要な措置を講ずることとしております。

第八に、瀬戸内海の環境保全に關する重要事項を調査審議させるため、環境庁に瀬戸内海環境保全審議会を置くこととしております。

最後に、この法律は、施行の日から起算して三年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失ふることとしておられるほか、罰則、経過措置等所要の規定を設けることとしております。

以上が本案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。以上、私は五党を代表いたしましたして、動議を提出したいと思ひます。お手元に配付してあります試案を成案とし、これを本委員会提出の法律案と決定されることを望みます。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。なお、補足して経過の御報告を申し上げます。法案の作成の審議の過程におきましていろいろと御意見が出ました。まず第一に瀬戸内海環境保全審議会のメンバー

の構成でございます。学識経験者の意見が十分に反映され得るようなメンバーの構成としなければならぬという事は当然のことでありまして、本法案の中にも「学識経験のある者」というものが入れてございます。具体的な運用におきましては「関係行政機関の職員」、「関係府県知事」、また「関係市町村の長を代表する者」と一緒になってこの審議会は構成されているわけでありまして、具体的な問題、赤潮発生防除技術の開発あるいは各県ごとの汚濁負荷量の制定等につきまして、は相当に専門的な知識が要るわけでございますから、第二十三条第六項に「審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。」としてございます。これはに基づきまして専門部会等を臨時設けまして、専門家の意見を十分に聞いてこれを行なうこととし、意義ある瀬戸内海環境保全審議会の成果をもたらしていただきたい、こういうふうにならなければならないかと考えております。

第二の問題としては、四十七年九月の環境庁の調査結果に基づくところのCOD汚濁負荷量の二分の一であることを確認しなければならぬという問題がございました。この規定は、この法律案第四條の規定にございまして、この問題に關するものでございます。四十七年に環境庁におきまして調査をいたしましたところの数字によりまして、全体の数字では、汚濁負荷量は千七百トン、そのうち家庭用排水のものが三百五十トン程度といたしておりますから、ここに書いてございます「産業排水に係る化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量」というものは大体千三百五十トン程度になるだろうと思っております。ただし、この問題につきましては、海域をどこまでにするかという問題がございまして、この法律で規定してございまして、この海域というものは必ずしもいま申し上げました数字と合致しておりませんので、さらにその辺の具体的な内容、細目につきましては瀬戸内海環境保全審議会におきまして関係府県知事、また関係の各省庁の専門的な検討を持って、さらに精密なものにしていただくことが望ましい、こう

考えております。もちろん、それによりまして私には千七百トンあるいは千三百五十トンというものが大きく変更になるという事はないであらうというふうな考えでおるのであります。

第三点は、この法律第五條第六項の規定に關してであります。第五條第六項には特定施設の設置の許可に際しましては、府県知事は概要を告示するとともに環境に關する事前評価に關する事項を記載した書面を三週間公衆の縦覧に供してそれについての意見を提出することができるといふ規定が第六項にございまして、この規定につきまして知事はどうするかという事でございまして、単に意見書を提出するということではございまして、わざわざ法律に書く必要はございません。に書いておられることによりましてその反射的な効果といふことで、府県知事はその意見を十分に尊重してこれをなわなければならないということでございます。同時に、府県知事は、意見があったらば、その意見は十分に尊重して配慮することにも、府県知事が許可を行なうのは直ちに行政なりという事ではございせんので、府県知事はその点につきまして第六條の第一項または第二項あるいは第二項の規定に基づきまして、この許可の基準に従いまして十分な配慮をした上で許可をしなければならぬという事は法律上当然のことだといふふうな考えをしております。

第六條第一項の第二号には「特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること」という規定がございまして、その規定はどうかという趣旨かという点につきまして問題がございまして、この問題は、いわば自由裁量の問題をどういった法規裁量的な形のものにしたものでございまして、これは決して規制をゆるやかにやっておりますし、その辺に於いては十分に規制を

角度から考えて規制を加えられなければならないという事に解していただきたい、こういうふうな考えをしております。

なお、この問題に關連をいたしまして意見が出たまいりましたのは、新増設の排出基準について二分の一カットというものが第四條にございまして、この第四條を確実に施行するために年次計画を立ててはどうか、またそれが支障なく実施できるように新増設設置の排出汚濁負荷量をきびしく規制すべきであると思つた御意見があったわけでありまして、この問題につきましても、二分の一カットというものにつきましては段階的にこれを実施していく、段階的にどういふふうな実施していくかというのにつきましても各県ごとにある程度まで考えていただくという事でありまして、ただし、段階的にやる場合におきまして、半年ごとにするとかあるいは一年ごとにするという事を義務づけますと、かえって實際の面にそぐわない。要は、瀬戸内海の汚濁負荷量を二分の一にカットするところをねらいがあるわけでありまして、その目的に従って各県におきましていろいろな計画を立てていただく、段階的にやっていたらどうかということも一つの方向でありまして、また年次別にやっていたらどうかということも一つの方向であると思つていただくという事でも、この法案によつてやっていたらどうかという事でも、この法案はまとめであります。もちろん、こういった基準の運用にあたりましては、新増設の問題につきましてもきびしくしなければならぬという事は私は当然のことだ、これは当然のことであるからわざわざ法律の中に書いてならない、こういう形で意見の一致を見たところでありまして、次に、第十三條の問題であります。

第十三條第二項におきましては、瀬戸内海環境保全審議会におきまして、第一項にありましてこの「瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならぬ」という規定の運用につきまして、その基本的方針を調査審議するといふ形になつております。具体的なこの内容につきましては、審議

の過程におきまして、公共性の高いものであるとか、あるいは港湾であるとか漁港であるとか公園であるとか、そういうたよりないいろいろな具体的な話が出てまいりました。そういうたよりのものも十分に念頭に置いて、この瀬戸内海環境保全審議会におきまして調査審議されるものであらう、こういうふうな考えをしております。この基本的な方針につきましては、瀬戸内海の特殊性につき十分配慮するといふものを、単に抽象的にやつたのではやはり困る、相当具体的な基本的な方針が定められるものであらうといふふうな私どものほうでは考えております。

第十四條に關しまして、ヘドロのしゅんせつ等について、計画的にしゅんせつ船等を配備するような予算上の措置を講ずることを考へるべきではないかという御議論がありました。全くそのとおりでございます。汚泥のしゅんせつにつきましまして、必要な事業の促進につとめなければならぬことを、国及び地方公共団体に義務づけることにも、十五條におきまして、財政上の援助等につきましましての規定を置いてございまして、第十七條にありまして赤潮防除技術開発については、いわゆる下水道の第三次処理を含めてのものであるかどうかという点でございまして、第三次処理技術といふものにつきましましては、まだ技術開発の途上にございまして、当然にこういうたものも入るといふふうにならなければならないかと考えております。

第二類第五号 公害対策並びに環境保全特別委員會議録第四十九号 昭和四十八年九月十四日

次に、第十六條には「大規模な事業に關する計画を設定するよう努めるものとし、」というふうな規定がございまして、この中にはいろいろなものが考えられる。たとえば浅瀬におきまして人工藻場をつくつていくというふうな問題を含んだものである。瀬戸内海は、最初から御説明申し上げておりますように、一大漁業資源の宝庫でありますから、そういうものが再び回復するようないろいろな技術の開発といふものをこの中に考えているのであります。

五

それから、さらに議論は重複いたしますが、第十三条につきまして、埋め立てにつきまして、免許または承認につきまして、瀬戸内海の環境の特殊性について十分配慮しなければならぬのではないか、そういった点をどうするのだという御議論がございました。こういった点につきまして十分配慮していかねばならぬ、これはこの法律の持つところの一つの大きな目的でありますし、具体的には瀬戸内海環境保全審議会におきまして、これは瀬戸内海の環境保全に関するたいへん重要な事項であります、同法第二十三条に基づき重要な事項でありますから、こういった点につきまして、瀬戸内海各階層の意見の調和をまわって、これの実施をはかっていけばいいのではないかと考えておられます。

なお、三年以内ということでございますが、この三年以内の問題というのは、三年たったならば法律がなくなってしまう、なくなってしまう、あとはほっぽらかしてはいかぬかということでございますが、これは立法府として当然政府に対して十分な監督をしなければならぬ、また、政府が何もほっぽらかしてはいかぬ、やはりわれわれのほうとしては、新しい立法をそのときにまた考えていかなければならぬ、こういったふうにご考慮しておられます。

それから、瀬戸内海におきましては、タンカーが非常にたくさん航行しております。タンカーから出るところのバラスト水であるとかの処理の問題、あるいはビルジオイルの問題等々の問題につきまして、タンカーの油の処理の問題につきまして規制をしていこうか、さらにはタンカーの航行規制をやったかどうか、特に夜間航行の規制をやったかどうかという御議論もございまして、海上交通安全法との関係もございまして、さらにこの辺につきましても締めたい、こういったものも含めまして環境保全審議会におきまして御議論をいただくという形になっております。

さらに申し上げますならば、瀬戸内海にはたくさん島々がございます。海岸がございまして、そういったところで土砂、岩石等の採取等が行なわれております。これについて何らかの規制をすべきではないかという御議論もございましたけれども、これらのものにつきましては、おおむね小さな業者がたくさんやっておるわけでございます。そして、この生業補償等の問題もございまして、そういったものも含めまして、さらには瀬戸内海の緑化、また環境保全という観点から、さらに調査審議をしていただく、そういった意味におきまして、新しい瀬戸内海の環境保全基本計画におきましては、こういったものをつくっていただきたい、こういったものがわれわれ立案者のねらいでございます。

それから、順序不同になりますが、審議会のメンバーの中には瀬戸内海の環境保全ということでございますから、当然に海の問題がございまして、海の問題ということになれば、当然に漁業者の問題になりますから、漁業者の代表をぜひ入れてくれ、こういったことあります。これを明記しませんでしたのは、漁業者の代表も学識経験者の中に当然含まれるという解釈のもとにこの代表を入れる、漁業組合の代表であるとか、あるいは海産物調整委員会の代表という方々が大体考えられるのではないかと考えられますが、この辺につきまして、この法律では内閣総理大臣というふうな形に任命権者がなっておりますから、その辺におまかせすることといたします。ただ、政府当局におきましても、この法律をつくるにあたりまして、当委員会におきましていろいろと議論をいたしました。最初に申し上げましたように、数回にわたりました。理事會及び理事懇談会を開いて議論をいたしました。それ以後、審議会のメンバーの選任、審議会の運用その他、この法律の運用については万全を期せられることを心から望む次第でございます。

以上で補足説明を終わります。(拍手)

○佐野委員長 この際発言の申し出がありますので、これを許します。島本虎三君。

○島本委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしました。確認のため、簡単に五ポイントに発言したいと存じます。

○林委員 第二條第一項の瀬戸内海の海域に含める政令で定める海面といたしましては、響灘や豊後水道等の問題水域等、瀬戸内海と一体的に水質の保全をはかる必要がある海域を、瀬戸内海環境保全審議会にかけて、必要に応じて定めていくことを予定しております。

○島本委員 第二に、本法第二條第二項の関係府県に含める政令で定める府県としては、これはどのようなところを予定しているのか、これは京都、滋賀県、これらのものも含まれるものであるかどうか、その見解を聞いたしたいと思います。

○林委員 御指摘の京都、滋賀等の関連が、現に立案の過程におきまして議論になりました。結論といたしまして、この法律の「関係府県」には、法律に規定されている十一府県に加え、瀬戸内海の環境保全の目的を達成するために必要な府県を、瀬戸内海環境保全審議会にはかつたうえで必要に応じて指定していくことを考えております。

○島本委員 第三点です。第五條第一項の政令で定める区域、すなわち関係府県の区域のうち特定施設の設置について府県知事の許可を受けることとする区域としてどのような区域を予定しているのですか。

○林委員 お答え申し上げます。関係府県の区域のうち特定施設の設置について

府県知事の許可を受けることを要しない区域としては、この法律の趣旨からして、兵庫県の日本海側とか福岡県の佐賀県よりの部分等瀬戸内海の水質汚濁に関係のない地域が関係府県区域に含まれているので、そのような区域を政令で指定することを予定しております。

○島本委員 第四点です。第五條第一項のその設置につき府県知事の許可を要しない特定施設として、政令ではどのようなものを指定することを予定しているのでしょうか。この点も明確にしておいていただきたいと思います。

○林委員 たとえば、下水道の終末処理施設、し尿の処理施設等につきましては、これらの整備を進めることが瀬戸内海の水質保全に役立つものでありますから、このような施設につきましては、府県知事の許可を受けなくても設置できるように、第五條第一項の政令で指定することを考えております。

○島本委員 最後に、同じく第五條第七項では、事前評価、すなわち環境アセスメントに関する必要な事項は総理府令で定めることになっております。これは重大なことであります。この際、このことを予定しているのでしょうか、この際、これも明確にしておいていただきたいと思います。

○林委員 特定施設の設置の許可申請につきましては、事業者が事前に環境アセスメントをすることになっておりますけれども、この総理府令では、たとえば水質に及ぼす影響の度合い、その範囲等、アセスメントをすべき事項について定めることを予定しております。

○島本委員 各党の解の上で大抵五点到りわたくし確認する予定でございます。しかし、よく考えてみたら六点であります。二十二條のすなわち政令都市という点、これはいかなるものを含んでおりますか。この点もひとつ解明しておいて、今後の運営に全きを期していただきたいと思います。

○林委員 二十二條には、「政令で定めるところにより、政令で定める市の長に委任すること

ができる。」ということでございます。御質問は、政令で定める市はどこかということでございますが、政令の定めるところにより、政令で定める市の長に委任することでございます。この法律に基づきますところの事務は府県を大体中心にして運営するというようなたてまえになっております。したがって、その府県の仕事というのが大体中心になって行なわれるだろうというのが私は原則だろう、こう思います。ただし、現実の問題としては神戸であるとか大阪であるとか北九州であるとかというよりな形で、実際にいろいろな環境保全の仕事をやっているところがございます。その他そういったところの市において委任したほうが適当であろうという場合におきましては、この府県知事の権限に属する事務を市町村に行なわせるという規定を置いたわけでございます。

○島本委員 以上によって、了解の上の確認は終わりました。

提案者各位、各党代表の皆さんの労苦をたたえ、今後この法律が実を結ぶように、規定どおりにこれが実施されるように心からこれを祈って私の発言を終わる次第であります。(拍手)

○佐野委員長 この際、本案は予算を伴う法律案でありますので、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べいただけますかと存じます。三木環境庁長官。

○三木国務大臣 環境問題は党派を越え、イデオロギーを越えた課題である、こういう見地から、各党が長期間にわたって御努力の結果、瀬戸内海環境保全に関する臨時措置法が可決をいたしましたことに対して、これはまさしく国民の瀬戸内海を美しい瀬戸内海に取り戻してもらいたいという国民の要望にこたえたものであって、御努力に対して敬意を表する次第でございます。政府としては異論のあるところか、この法律に盛り込まれている趣旨を体して、三年以内という規定をできるだけ時期を早めて、瀬戸内海の環境保全に対する基本計画を樹立いたす考えでございます。

また産業排水の汚濁負荷量三年以内に二分の一に減少するということは、これは励行をいたすようにいたしたいと思えます。

また、沿岸工場の新増設の許可制に対しては、これは非常にきびしい態度でこの許可制というものに当たりたい。

また埋め立てについては公有水面埋立法の規制に加えて瀬戸内海の特種事情というものを勘案して十分な配慮を埋め立てに対しても加える所存でございます。

また審議会の構成については、いろいろと重要な問題を審議会にかけるわけでありますから、その構成についてはこの委員会の審議等も体して十分な配慮を加える次第でございます。

その他、立法の趣旨を体して、この画期的法案、しかも超党派で成立した画期的この法案の趣旨を体して、瀬戸内海の環境保全に万全を期する決意を申し述べておきたいと思えます。(拍手)

○佐野委員長 本動議につき採決いたします。林義郎君外四名提出の動議のごとく、お手元に配付した草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○佐野委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○佐野委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決定いたしました。

次回は、来たる十八日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時五十八分散会

昭和四十八年九月二十一日印刷

昭和四十八年九月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A